

旧警戒区域で左官業を営んでいた申立会社について、避難先で営業を継続するために建築した仮設事務所兼倉庫及び付属設備の設置費用（追加的費用）等が賠償された事例。

737

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

ア 営業損害（追加的費用） 平成24年4月から同年7月14日までの間に支出した、福島県田村郡〇〇所在の仮設事務所兼倉庫建築にかかる以下の費用

① 切妻規格ハウス本体（8坪） 購入費用	1, 239, 000円
② 給排水設備工事費用	207, 276円
③ エアコン設備一式購入費用	141, 000円
④ アンテナ工事費用	61, 600円
⑤ 流し台購入費用	35, 000円
⑥ 軽水式トイレ設備購入費用	84, 000円
⑦ その他内装工事用部材購入費用	151, 770円
追加的費用合計	1, 919, 646円
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用	57, 590円

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対して金1, 977, 236円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人が署名押印し又被申立人が記名押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月28日

(仲介委員 大嶋芳樹)